

小額業務の施行及び契約事務の適正化に関する要領

平成16年 4月 1日
制

改正 平成18年 3月27日 平成21年12月15日
平成23年 1月31日 平成25年 3月27日
平成30年 3月22日

(趣 旨)

第1条 この要領は、一般財団法人札幌市住宅管理公社契約事務取扱要領（昭和52年11月18日制定。以下「契約事務取扱要領」という。）に基づき、随意契約の方法により契約締結できる委託業務（一般財団法人札幌市住宅管理公社工事等施行要領（昭和52年11月18日制定。以下「工事等施行要領」という。）の適用対象となるものを含む。以下「小額委託業務」という。）に係る事務処理について、その適正化を図るため必要な事項を定める。

(小額委託業務の施行)

第2条 小額委託業務を施行する場合は、施行伺に設計内訳書等を添付するものとする。ただし、第5条第2項第2号及び第3号に該当するときは、設計内訳書等の一部若しくは全部の作成を省略することができる。

(業務担当者)

第3条 小額委託業務の施行に際しては、所属長は、あらかじめ業務担当者を指名するものとする。

2 業務担当者は、上司の命を受け、小額委託業務の設計に関する事項及び工事監理その他小額委託業務の適正な履行を確保するため必要な事項を担当し、小額委託業務の請負又は役務契約（理事長が別に定める約款を含む。以下同じ。）に定める業務担当者としての権限を行使する。

(契約の方法)

第4条 小額委託業務の請負又は役務契約は、随意契約の方法により締結することができる。

(見積書の徴取)

第5条 小額委託業務は、3人以上から見積書を徴するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当するときは、1人から見積書を徴することをもって足りるものとする。

- (1) 企画提案型によるとき
- (2) 緊急のとき、その他特別の事情があるとき
- (3) その他、指名委員会等が特に認めたとき

(見積参加業者の決定等)

第6条 小額委託業務のうち、工事等施行要領第2条第2号から第4号までの各号に該当するものについては、見積書を徴する業者の選定及び決定を、一般財団法人札幌市住宅管理公社指名競争入札参加資格者等選定要領（昭和52年11月18日制定）第2条の規定に

基づく選定小委員会において行うものとする。

- 2 前項に該当しない小額委託業務については、総務課で見積書を徴する業者を選定し、契約締結権者が決定する。

(見積通知)

第7条 見積書を徴するときは、契約事務取扱要領第28条第3項の規定に基づき通知を行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第5条第2項の小額委託業務においては書面によらないことができる。

(予定価格調書)

第8条 小額委託業務を施行する場合は、予定価格調書の作成を省略することができる。

(契約の締結)

第9条 契約の締結は、設計金額が50万円未満の小額委託業務は、請書により行うことができる。ただし、設計金額が10万円未満の小額委託業務に係るもので、履行期間が短く、かつ、確実に履行される見込みがあるものにあつてはこれらの書類の作成を省略することができる。

(着手)

第10条 小額委託業務の着手に当たっては、着手届の徴取を省略することができる。

(完了等)

第11条 小額委託業務が完了し、受託者から完了届が提出されたときは、所属長は、検査員を指名して検査を行わせなければならない。

- 3 検査員は、検査の結果を完了検査報告書により、上司に報告するものとする。
- 4 小額委託業務が検査に合格したときは、速やかに当該小額委託業務の受渡しを行わなければならない。

(工事等施行要領の規定の準用)

第12条 小額委託業務を施行する場合において必要があるときは、工事等施行要領の規定の一部又は全部を準用することができる。

(事務処理の特例)

第13条 小額委託業務の施行及び契約事務について、この要領により難い特別の事情があるときは、その都度理事長が定めるところにより、別段の処理をするものとする。

(委任)

第14条 この要領の施行について必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成16年 4月 1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成18年 4月 1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成21年12月15日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成23年 2月 1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成25年 4月 1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成30年 4月 1日から施行する。